

連携中枢都市圏形成に係る連携協約

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、連携中枢都市宣言（連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日（総行市第200号））第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った連携中枢都市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えることにより、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民の安心で快適な暮らしを実現することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、連携中枢都市圏を形成し、次条に規定する取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の内容及び甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組の内容及び甲及び乙の役割分担は、別表に定めるとおりとする。

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表に定める取組を推進するため、別表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員に係る負担並びに別表及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協議）

第5条 甲及び乙は、第3条に定める取組の推進に関し必要な連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（連携協約の変更等）

第6条 甲及び乙は、この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、協議の上これを

定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならぬ。

(疑義の解決)

第7条 この連携協約に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年1月12日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

今津寛介



上川郡美瑛町本町4丁目6番1号

乙 美瑛町

美瑛町長

角和浩幸



別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

(1) 産業クラスターの形成，イノベーション実現，新規創業促進，地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため，一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下，圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに，あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして，デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し，支援を行う。 あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに，当該事業に関する活動に取り組む。 甲の区域内の事業者に対し，当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	あさひかわ創造都市推進協議会と連携し，デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。 乙の区域内の事業者に対し，一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。

(2) 戦略的な観光施策

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成し，潜在型観光を促進するため，広域観光ホームページによる情報発信，圏域の観光施設等を整備・活用し，観光ルートを構築する。
	甲の役割	圏域の情報の共同発信に向けて連絡調整を行う。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり，乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域の情報の共同発信に向けて，甲に対し，情報を提供する。 観光パンフレット等の作成及び観光ルートの構築に当たり，甲と協力して取り組む。

(3) その他，圏域全体の経済成長のけん引に係る施策

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため，旭川圏トライアルワーク推進協議会と連携し，圏域の求職者及び企業に対し，実践的な就労体験を通じたマッチング機会を提供するとともに，高校生等に対し，地元企業の魅力を伝えるインターンシップ体験やその事前及び事後の学習の支援を行う。
	甲の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか，関係機関との連絡調整を行うとともに，就業マッチング促進事業を企画する。 甲の区域内の企業及び住民に対し，当該事業に関する

		情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業に関する情報を提供する。
ICTパークにおける人材の育成と地域経済の活性化	取組の内容	圏域におけるICT人材の確保や地域経済の活性化を図るため、甲の中心市街地において、eスポーツ拠点、プログラミング的思考体験拠点及びICT関連推進拠点が一つの施設に集合するICTパークを運営し、圏域の若者をICTに対する関心の高い人材として育成するとともに、eスポーツをきっかけとして若者が集い、新たな賑わいを創出することによる圏域全体の魅力の向上や、観光客の誘致を図る。
	甲の役割	ICTパーク推進協議会の運営について中心的な役割を担うほか、関係機関との連絡調整を行うとともに、ICTパークを活用した事業を企画する。 甲の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し、利用を促進するとともに、ICTパークの利用者に対して圏域の観光に関する情報を発信する。
	乙の役割	乙の区域内の住民、観光客等に対してICTパークに関する情報を提供し、利用を促進するとともに、乙の区域における観光に関する情報を甲に提供する。

2 高次の都市機能の集積・強化

(1) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築

地域公共交通確保維持改善事業	取組の内容	圏域内の持続的な公共交通網の形成を図るため、隣接市町間を結ぶ路線バス等の公共交通について広域による会議を設置し、調査、検討及び調整を行う。 公共交通の確保・維持に向け、利用実態調査、利用者意見の収集、利用促進等に取り組む。 国や北海道と広域的な観点から連携を図るとともに、民間交通事業者等との調整について共同で取り組む。
	甲の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議を運営し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
	乙の役割	路線バス等の公共交通を確保するための会議に参加し、公共交通の確保・維持に必要な取組を行う。
旭川空港の利用拡大	取組の内容	旭川空港の航空ネットワーク充実による地域振興を図るため、圏域自治体が参画する旭川空港利用拡大期成会を軸とした路線誘致活動や利用拡大事業を実施する。
	甲の役割	旭川空港利用拡大期成会の運営について中心的な役割を担い、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を企画・実施する。
	乙の役割	旭川空港利用拡大期成会に参加し、旭川空港の利便性や圏域自治体の地域資源等を生かした利用拡大事業等を実施する。

鉄道の利用促進	取組の内容	圏域内の持続的な鉄道網の確立を図るため、JR北海道が単独では維持困難とした宗谷線・石北線・富良野線の維持存続に資する利用促進等の取組を行う。
	甲の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組において、中心的な役割を担う。
	乙の役割	圏域内の鉄道を活用した利用促進等の取組を行う。
北海道新幹線の旭川延伸	取組の内容	圏域における産業振興や経済発展を図るため、圏域自治体が参画する北海道新幹線旭川延伸促進期成会を軸とした、関係機関への働きかけや地域の気運醸成に資する取組を行う。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	甲の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会の運営について中心的な役割を担い、北海道新幹線の旭川延伸に向けての関係機関への働きかけを実施するほか、地域の気運醸成に資する取組を企画・実施する。 圏域自治体及び関係団体による意見交換の場を設置するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。
	乙の役割	北海道新幹線旭川延伸促進期成会に参加し、地域の気運醸成に資する取組を行う。 甲が設置する圏域自治体及び関係団体による意見交換の場に参加するとともに、旭川延伸による影響の調査、研究等を行う。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 地域医療

二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次救急医療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
小児二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が小児二次救急医療を実

		施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
--	--	--------------------------

イ 福祉

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さぼねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、こども緊急さぼねっと事業をNPO法人等に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	こども緊急さぼねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることができる環境の整備を行う。
子育て支援員の養成	取組の内容	圏域の保育や子育て支援事業の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした旭川市子育て支援員研修を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する子育て支援員研修に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該研修の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
無料法律相談事業	取組の内容	圏域住民の生活の安定と質の向上を図るため、圏域住民が弁護士による法律相談を無料で受けることができる体制を整備する。
	甲の役割	圏域住民に対し、弁護士による法律相談を行う。
	乙の役割	当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
成年後見制度の利用支援体制の充実	取組の内容	圏域内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、圏域における制度の利用支援体制の整備・充実を図る。
	甲の役割	成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。
	乙の役割	甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。
手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報

		を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。
要約筆記者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、要約筆記者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした要約筆記講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する要約筆記講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

ウ 教育・文化・スポーツ

多様な生涯学習機会の拡充	取組の内容	圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、圏域自治体を実施する生涯学習講座の相互情報提供を行うとともに、圏域住民を対象とする広域的な講座等を実施する。
	甲の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。 圏域の講座情報等を集約し、圏域住民に情報を提供する。 講座等の実施、情報提供、生涯学習ポータルサイトの管理運営等について、応分の経費を負担する。
	乙の役割	圏域住民を対象とする広域的な講座等の実施に必要な取組を行う。 甲に講座情報等を提供し、集約された圏域の情報を乙の住民に提供する。 講座等の実施、情報提供等について、応分の経費を負担する。
不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。
	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。
図書館相互のネットワーク化	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。
	乙の役割	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。
科学館における科学の普及活動	取組の内容	圏域の児童生徒の科学への関心度を高めるため、甲において、学校教育の一環として行われる団体での観覧、体験学習等の受入れを行う。
	甲の役割	旭川市科学館サイパルにおいて、乙の児童生徒の団体

		での観覧，体験学習等を受け入れる。
	乙の役割	乙に所在する学校等に対し，情報提供を行う。

エ 地域振興

キャンプ場のネットワーク化	取組の内容	圏域の滞在型観光を促進するため，キャンプ場についてのネットワークを形成し，キャンプ場，周辺の自然，アクティビティ等に関する情報発信を一体的に行う。
	甲の役割	圏域の一体的な情報発信に向けて連絡調整を行う。情報発信において，乙と協力して取り組む。
	乙の役割	情報発信において，甲と協力して取り組む。

オ 災害対策

防災体制の整備	取組の内容	圏域内の防災体制の連携，充実を図るため，防災計画等の情報を共有し，職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。 被災自治体に対する物資・資機材の提供，職員の派遣，広域的な避難等，災害時における相互応援体制の構築を進める。
	甲の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。 圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか，災害時における相互応援体制の構築に向け，連絡調整を行う。
	乙の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。 甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し，応分の経費を負担する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか，災害時における相互応援体制の構築に向け，甲と協力して取り組む。

カ 環境

し尿等処理施設の広域的利活用	取組の内容	環境への負荷を軽減し，循環型社会の形成を目指すため，し尿等処理施設の広域的利活用により，一括して圏域内において排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行う。 施設の延命化を考慮し，効率的で安定した処理を行うため，今後の処理量に見合う処理能力への改善や処理方法の変更等を行う。
	甲の役割	し尿等処理施設を管理運営し，甲及び乙の区域において排出されるし尿等の処理を行う。 施設の延命化を考慮し，効率的で安定した処理を行うため，施設・設備を整備する。
	乙の役割	甲のし尿等処理施設の管理運営，し尿等の処理等に対し，応分の経費を負担する。

動物の愛護及び管理	取組の内容	人と動物が共生する心豊かな社会の実現を図るため、圏域の動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。
	甲の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を企画・実施する。
	乙の役割	圏域における動物愛護・適正飼養の普及啓発に資する取組を行う。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域内外の住民との交流・移住促進

移住定住の促進	取組の内容	首都圏及び札幌圏から圏域への人口流入を促進するため、圏域で連携した施策を実施するとともに、情報交換を密にして一体的に移住者を受け入れる体制を構築する。
	甲の役割	圏域全体での移住施策の企画及び連絡調整を行うとともに、移住定住情報を共有する。
	乙の役割	移住施策の企画を行うとともに、移住定住情報を共有する。
ふるさと納税による情報発信	取組の内容	圏域の関係人口の増加や地場産品の販路拡大を図るため、ふるさと納税に関するイベントを共同で開催するとともに、SNS等を活用して圏域の情報を発信する。
	甲の役割	ふるさと納税に関するイベントの企画を主体的に行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。
	乙の役割	ふるさと納税に関するイベントの実施に向けた協力及びイベントへの出展を行うとともに、SNS等を活用して情報を発信する。

イ その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携

公共施設の相互利用の促進	取組の内容	圏域自治体の公共施設について、利活用の促進や効果的な情報発信を図るため、甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用するとともに、相互利用を促進するため、体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化に向けて検討する。
	甲の役割	旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し、乙から提供された情報を登録する。 甲の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、乙と協力して検討する。
	乙の役割	甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。 乙の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報

		<p>を提供する。 体育施設や文化施設などの広域利用が期待できる施設を対象に、住民の利用条件の統一化について、甲と協力して検討する。</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域内市町村の職員等の交流

職員の相互人事交流	取組の内容	圏域自治体職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。
	甲の役割	職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。
	乙の役割	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。